

番号	質問	回答	備考
1	在宅医療において積極的役割を担う医療機関とは何か。	<p>国指針では、在宅医療の提供体制に求められる医療機能の確保に向けて、次のような積極的役割を担う医療機関とされており、二次医療圏に少なくとも1つは設定の上、保健医療計画に位置づける必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら24時間対応体制の在宅医療を提供 ・他医療機関の支援 ・医療、介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援 等 <p>具体的には、在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院等が想定されています。詳細については、資料1をご参照ください。</p>	
2	在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院にはどの医療機関が指定されているか。	<p>資料2のとおり、在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院の一覧を添付しましたので、ご活用ください。</p> <p>また、在支診・在支病の施設基準については、資料3をご参照ください。機能強化型在支診・在支病については、「地域において24時間体制での在宅医療の提供に係る積極的役割を担うことが望ましい」とされています。</p>	
3	在宅医療において積極的役割を担う医療機関に位置づけられた場合、報酬は発生するか。	特に報酬は現時点ではありません。	
4	在宅医療において積極的役割を担う医療機関に位置づけられる場合は、積極的役割を担う医療機関に求められる事項をすべて満たす必要があるか。	必ずしも、位置づけられる段階ですべて満たしている必要はありませんが、これからの方向性として位置づけてくださるようお願いいたします。	
5	在宅医療において積極的役割を担う医療機関を位置づける際に、上限数はあるか。	国指針では、二次医療圏毎に少なくとも1つは位置づける必要がありますが、特に上限数はありません。	
6	在宅療養支援診療所や在宅療養支援病院に該当しない医療機関も、在宅医療において積極的役割を担う医療機関として推薦してよいか。	求められる事項に対応の方向性が概ね合致するようであれば、対象としていただいで構いません。	
7	管内には該当する医療機関がないが、必ず推薦を行う必要があるか。	国指針では、二次医療圏毎に少なくとも1つは位置づける必要があるとされているため、一部の要件を満たす医療機関があれば推薦をお願いいたします。	
8	推薦する医療機関については、次期保健医療計画への掲載同意を得る必要があるか。	令和4年度に県で実施した医療施設機能調査において、各医療機関に対し次期保健医療計画への掲載に同意するか確認しているため、必ずしも新たに確認を行う必要はありません。	

番号	質問	回答	備考
9	市町村にはどのように意見聴取をするのか。	今後、各地域（二次医療圏域）で開催する地域保健医療対策協議会において選定方法を説明するとともに、推薦いただいた医療機関を二次医療圏毎にまとめて情報提供し、意見を頂く予定です。	
10	「在宅医療に必要な連携を担う拠点」はどこが担うのか。	現行の第8次群馬県保健医療計画では、市町村（地域包括支援センター、在宅医療・介護連携支援センター）及び郡市医師会等が連携拠点の例として挙げられています。 次期保健医療計画でも、基本的には同じ方向で在宅医療推進部会において検討しています。	